

衆議院解散・2013年度予算編成と地方財政

12月16日の衆議院総選挙日程が決まる中で、選挙結果による新政権の構造によっては2013年度予算編成に関する概算要求を実質的に白紙に戻し全てやり直しが必要となる可能性も否定できない。過去において民主党への政権交代により2009年9月に発足した鳩山内閣は、自民党麻生政権下で編成された14.7兆円規模の補正予算のうち約3兆円分を執行停止としたほか、8月に行われていた2010年度予算概算要求を白紙に戻している。第三局も含め大きな政策的相違がある中で、選挙結果によっては予算編成自体の大きなやり直しが求められることになる。一方で国会法の規定では2013年度政府予算を1月中旬に国会提出することを常例としている。このため、選挙後の新政権は実質1カ月で自らの政策と整合性と具体性を持った予算編成が必要となる。もちろん、「常例」とは「ならわし」の意味でありこれに反したからといっても、それが法違反となる正確ではない。しかし、政治的な問題として議論する対象となることは否定できない。加えて、政治的責任だけに止まらない側面を持つ。それは、政府予算提出のずれは、当然、衆参捻じれが不可避な国会審議を遅延させる。3月末までの予算成立は困難となり、暫定予算を不可避とする状況に陥ることも懸念される。暫定予算には、新規政策を組み込むことは原則として避けなければならず、政策の遅延を加速させる。

さらに、予算関連法の審議・成立にはより大きな問題が生じる。その代表が2013年度税制と関連法、そして消費税引き上げに関する議論である。2012年6月の民主・自民・公明三党協議による税制改革の枠組みが機能しなければ税制議論は混迷を深めざるを得ない。さらに、赤字国債発行に関する特例法案なども争点とならざるを得ない。こうした予算関連法には予算審議と異なり衆議院の優越は限定的であり、予算が成立してもその執行は困難となる危険性が高い。予算執行は予算成立だけで実現するものではなく、予算関連法が成立して初めて執行可能となる。2012年度の赤字国債発行のための特例法の成立遅延で地方財政を通じて国民生活に大きな影響を与える際まで直面したことは周知の事実である。

衆議院選挙に向けた各党の政策は単に国民の選挙向けの提示だけではなく、予算編成等を睨んだ整合性と体系をもった内容でなければならない。政策マニフェストがパッチワーク的な内容であれば、予算そして予算関連法案もパッチワークとなり日本のかじ取りは混沌状況を深めることになる。そうした状況の中で、地方自治体の2013年度を財政運営も難航の度を深める。その代表格が地方交付税制度の議論である。現在の概算要求では地方自治体に交付する出口ベースで0.5%増の17兆5000億円弱が計上されているものの、その財源については仮置き状況にある。その原因のひとつは、国税の地方財源移転（地方交付税等国庫を通じた国税の地方配分）が増加し、国税による財政運営の規模が限定的になる中で、財務省は2年間の国家公務員給与削減措置等に代表される行財政改革の地方自治体への適用を求めていることなどにある。

民主主義を通じた政策議論は重要である。それと同時に、政策決定、執行のスピードが環境変化に対して十分ではなく、「政策のラグ」といわれる時間的ズレを生じさせ、政策の失敗をもたらす点にも留意する必要がある。時間的ズレは政策の効果を低下させるだけでなく、期待した政策効果とは全く別の結果をもたらすことになるからである。